

松本市松原地区町会連合会役員選出規程

(目 的)

第1条 この規則は、松本市松原地区町会連合会会則第7条に基づき、役員の選任を行うために必要な事項を定める。

(役員 の 定義)

第2条 役員は松本市松原地区町会連合会会則第6条の定めるところによる。

(役員 の 選任方法)

第3条 会長、副会長、会計は、7町会の各町会長から互選する。

監事は、連合会の役員経験者の中から理事会が選出する。ただし、特別な事態が生じた場合は、7町会会員の中から選出することができる。

理事は、7町会の各町会長、各専門部会の部会長、松原町内公民館長会の会長がこれにあたる。

2 会長及び副会長、会計は理事を兼務する。

(役員 の 選任数)

第4条 役員の選任数は松本市松原地区町会連合会会則第6条の定めるところによる。

(付 則) この規則は、平成15年4月1日より施行する

平成16年4月1日より一部改正・施行する。

平成23年4月1日より一部改正・施行する。

この規則は、平成26年6月13日より施行する。

この規程は、平成27年5月9日に制定し、平成28年4月1日より一部改正・施行する。

この規程は、平成28年4月17日に制定し、同日より一部改正・施行する。

この規程は、令和6年4月20日より一部改正・施行する。